事務の方へ:高教組分会長にお渡し下さい。

兵高教組 調查情報

第39号 2008年3月28日

兵庫県高等学校教職員組合調査部

電話:078-341-6745 http://www.hyogo-kokyoso.com

具高数組の重点要求表現!

時間講師に年休が付与されます!

兵庫県教育委員会は、2008年度より、講師(非常勤)に年次有給休暇を付与する改正を行 うことを明らかにしました。高教組は、臨時教職員の賃金・待遇改善を運動の柱に位置づけ、 とりわけ今年度の最重点要求の一つとして、時間講師への年休付与を掲げ、粘り強く県教委 と交渉をしてきました。臨時教職員アンケートに寄せられた臨時教職員の切実な声・要求と 高教組の運動が県教委を動かしました。

年休を付与してこなかった県教委

非常勤講師の身分は、地方公務員法第3条第3項 第3号に規定する特別職に属する非常勤の嘱託員と されています。勤務時間に対してではなく、授業1 コマに対して報酬が支払われることになっており、 形式的には、「請負」契約に近い規定になっていま す。今まで、県教委は、そのことなどを理由に、時 間講師には年次休暇を付与してきませんでした。

高教組:労働基準法完全適用を主張

それに対して、高教組は、時間講師は校長の命令 の下で働いていることは明らかで、業務を請け負え ば、あとは自分の裁量で仕事をする「請負」とは、 実態が全く異なることを指摘。実態は労働者なのに 請負による「個人事業主」扱いされ、労働法制の保 護から排除することは、不当であることを粘り強く 交渉で訴えてきました。

県教委が、高教組の主張を認め、時間講師に労働 基準法通りに年次休暇を付与したことは、臨時教職 員の待遇を改善する上での大きな一歩です。

月給制・社会保険等の適用など、 さらに要求を前進させよう!

とはいえ、時間講師の労働条件はまだまだ劣悪で す。18時間フルに働いても月収は20万円程度。期末・ 勤勉手当も退職手当もありません。社会保険や雇用 保険からも排除されています。。

今や、臨時教職員なしには兵庫の教育は成り立ち ません。重要な役割を果たしている臨時教職員に、 その職務にふさわしい待遇と賃金を保障させるため に、運動をさらに進めましょう。

講師(非常勤)の年次休暇

非常勤講師の年次有給休暇は1年度ごとにおける 休暇とし、委嘱期間が6月を超える非常勤講師に対 し、1週間の勤務日数に応じて、次の表の通り付与 する。

1週間の 勤務日数	勤続年数(年目)						
	1	2	3	4	5	6	7~
5日~	10	11	12	14	16	18	20
4 日	7	8	9	10	12	13	15
3 日	5	6	6	8	9	10	11
2 日	3	4	4	5	6	6	7
1日	1	2	2	2	3	3	3

留意事項

- ①複数校勤務の場合は、学校ごとの勤務日に応じて、 学校ごとに付与する。
- ②年休の単位は1日とし、年度ごとに付与する。
- ③勤続年数は、非常勤又は常勤の講師として雇用さ れた勤務を区別なく対象とするが、雇用期間と次 の雇用期間の間が1月を越える場合は、継続した 勤務とみなさない。
- ④勤続年数の起算は、平成20年度から開始するこ ととする。
- ⑤年次有給休暇の取得する場合は、講師(非常勤) 出席簿の業務内容欄に「年休」と記載し、本人認 印欄に押印する。

施行日:平成20年4月1日